

第32回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年2月24日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 11名

1番 白川英之

2番 永洞忠志

3番 梅原順一

4番 小田原憲一

5番 熊谷唯志

6番 小椋守

7番 穴吹栄

8番 百々英夫

10番 白川俊明

11番 片島道夫

13番 鈴木誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上田 幸作

農政係長 酒井 美和子

農地係長 中山 正教

5. 議事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第 1 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について

日程第 9 議案第 3 号 贈与税納税猶予等に関する証明について

日程第 10 次回総会日程（予定）について

事務局長

第32回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。
なお、押切委員については、出席できない旨の連絡が事前にありましたことを申し添えいたします。
以上でございます。

議長

長

おはようございます。

平成26年は穏やかな幕開けでしたが、先般の暴風雪は、全国各地で大きな被害があり、近隣町村でも生乳の集荷が滞り100トン余りの生乳が廃棄されたということで、現在、生乳の需給がひっ迫しているときだけに、誠に残念な結果だと思います。

幸い本町ではそういうことがなかったわけですが、小中学校が3日間にわたって休校になったということで、それだけ長い間暴風雪が続いたのだと実感しております。

本州方面でも、普段降雪量が少ないところで大雪に見舞われ、交通機関がまひしているというニュースも飛び込んできております。この時期にかかわらず、気象的な災害が多発する傾向になってきており、単なる異常気象という言葉では済まされないような、地球的な変化が起きてきているのかなという感じもしている今日この頃でございます。

さて、皆さん御承知のように、2月22日からTPP閣僚交渉が再開しました。日米の溝がなかなか埋まらないということで、今回も不調に終わるのかなという予測をしておりますけれども、アメリカは何としても関税の撤廃を主張しますし、公約違反ではありますが、日本はかなり譲歩の姿勢を示しているようで、何とか交渉成立に向けて頑張っているようですけれども、結果はなかなか甘くない状況のように思われます。

私なりには、この際TPP交渉から脱退するという決断も一つの選択肢ではないかと思っておりますけれども、なかなかうまくいかないのが現実のようです。国益というからには、何とか我々の農業に対して影響のないような決着を望みますが、それはそれとしながら、私たちはそういったものに備えるべき態勢を自ら構築していく必要があるのだろうと思いますし、先代たちが築いてきた浜中ブランドをより高度なものにしていき、浜中酪農の発展のために、我々委員会としても、それぞれの持っている立場から努力をしていかなければならぬと思っていふところでございます。

それでは早速、総会の審議に入っていきますが、皆様には慎重審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、会議規則第70条の規定により、議長において、5番熊谷委員、6番小椋委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日といたします。

日程第5 会務の報告をいたします。事務局長より申し上げます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 会務報告が終わりましたが、本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長 報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、「農業委員会は認定農業者から農用地について、利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇日に、本件の調整委員である農地部会により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

ここに、調整委員の報告に基づき、御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願ひいたします。

議長	事務局から提案理由の説明が終わりました。 ここで、調整に当たった農地部会のほうから補足して報告があれば、これを受けたいと思います。 6番小椋委員。
小椋委員	(補足説明あるも省略)
議長	ありがとうございました。他の委員さんはよろしいですか。
各委員	(なしの声)
議長	ないようなので、これから、質疑を行います。 ここで、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇〇〇〇〇委員は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。
	(〇〇委員、〇〇委員退席、退室)
	報告第1号の質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。
	(〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

日程第7 議案第1号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長

議案第1号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局から提案理由の説明が終わりました。 本案については、議事の都合上、整理番号1と2を先に採決し、続いて整理番号3から順に質疑を行います。 まず、整理番号1の質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3から順に審議していきますが、ここで、○○○○委員と○○○○○○委員は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。
	(○○委員、○○委員退席、退室)
	これから、整理番号3の質疑を行います。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番4の質疑を行います。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。 整理番号3について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

		<p>次に、整理番号 5 を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員		<p>(異議なしの声)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号 6 を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員		<p>(異議なしの声)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 6 は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号 7 を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員		<p>(異議なしの声)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 7 は、原案のとおり可決されました。</p>
		<p>(○○委員、○○委員入室、着席)</p>
		<p>日程第 8 議案第 2 号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。</p>
事 務 局 長		<p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 1 項では、「農用地の所有者から農業委員会に所有権移転の申出があり、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有並びに利用の状況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積を図るため、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要であると農業委員会が認めるときは、市町村長に対し、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入を行う旨の通知をするよう要請ができる。」とされています。</p> <p>本案につきましては 1 件の買入協議でありますが、整理番号 1 は、浜中西 2 線 ○○番地、○○○○氏所有地に係るもので、○月○○日付で所有権移転の申出</p>

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。

ここで、○○○○委員と○○○○○○○○委員は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(○○委員、○○委員退席、退室)

議案第2号の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(○○委員、○○委員入室、着席)

日程第9 議案第3号贈与税納税猶予等に関する証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長 議案第3号贈与税納税猶予等に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

支援するために設けられた制度ですが、その概要は、租税特別措置法第70条の4第1項において、「農業を営む者が、農地の全部を、後継者である推定相続人の一人に贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時には、その税額は免除する。」と規定されております。

なお、納税猶予を受けるためには一定の要件があり、一つ目として「農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること。」、二つ目として「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。」、三つ目として、「農地を取得した日以後、速やかに農業経営を行うと認められること。」とされており、さらに、「既に納税猶予の適用を受けている者が引き続き猶予を受けようとする場合は、3年ごとに納税猶予継続届出書の提出を要し、その際には農業委員会の証明が必要である。」とされております。

今年度においては、別紙に記載する8名が対象となっておりますが、ただいま御説明の「引き続き農業経営を行っていることの証明」を受けた後、来月15日までに釧路税務署及び釧路総合振興局に対し「納税猶予継続届出書」の提出を要するため、ここに提案した次第でございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議

長

事務局から提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

ここで、○○○○委員は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(○○委員退席、退室)

議案第3号の質疑ありませんか。

各

委 員

(質疑なしの声)

議

長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各

委 員

(異議なしの声)

議

長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(○○委員入室、着席)

日程第10 次回総会日程を事務局より提案いたします。

事務局長

次回総会日程については、3月28日、金曜日を提案いたします。

なお、時間については、東山先生の来庁時間により、午前の開催になるのか、午後からの開催になるのか、現在のところ未定でございますので、時間が決定次第追って連絡したいと思います。

議長

事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、3月28日、金曜日とし、時間については、決定次第連絡いただくということでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、3月28日、金曜日ということで決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これで、第32回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時45分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 5番 熊谷 唯志

浜中町農業委員会 6番 小椋 守

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号4 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号6 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号7 (賃貸借)

譲受人	○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	